

令和元年8月28日

令和元年8月の前線に伴う大雨により被害を受けられた皆さまへ  
災害救助法の適用について

株式会社ホープ少額短期保険

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の専用ダイヤルにおきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

記

「災害救助法適用時の特別措置」により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に保険料のお支払いならびに継続契約の締結手続きを、**災害救助法**が適用された日から一定期間猶予させていただきます。

特別措置の適用をご希望のご契約者さまは、当社担当窓口または当社代理店までお申し出ください。

事故受付専用ダイヤル：0120-565-040（24時間365日対応）

当社担当窓口：0120-800-192

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日、弊社規程の休業日を除く）

災害救助法適用地域	法適用日
佐賀県 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、 武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、 神崎郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、 三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、 杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、 藤津郡太良町	2019年8月28日

以上